

副課長	司令	司令補	担当	起案責任者

消防水利事前協議書

【開発行為等における消防水利の指導基準】

				No.	-
日時	年 月 日 : ~ :				
協議場所	<input type="checkbox"/> 課窓口	<input type="checkbox"/> 会議室	<input type="checkbox"/> その他 ()		
対応者	警防救急課 :				
相談者					
協議目的	<input type="checkbox"/> 分譲宅地	<input type="checkbox"/> 共同住宅等	<input type="checkbox"/> その他 ()		
協議概要	場所				
	面積	土地	m ²	建物	延べ m ²
	地目				
	内容	<input type="checkbox"/>	都市計画法第29条の開発行為であるが、消防水利の新設は必要か		
<input type="checkbox"/>					
協議結果	水利	<input type="checkbox"/> 必要	<input type="checkbox"/> 免除	<input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> その他 ()

指導チェック				
水利 利 イ 適 ン 合	<input type="checkbox"/>	◇市街地	近隣商業・商業・工業・工業専用地域	半径100m
	<input type="checkbox"/>	◇準市街地	その他の地域・用途地域の指定なし	半径120m
	<input type="checkbox"/>	その他	市街地、準市街地以外でこれに準ずる地域	半径140m
開 発 面 積	5,000m²未満		付近の既設消防水利が消防水利の基準条件を満たしている場合は、有効範囲部分に限って消防水利の設置を免除することができる。	
	<input type="checkbox"/>	1,000m ² 未満で 建築延べ面積5,000m ² 以上	防火水槽又は消火栓	
	<input type="checkbox"/>	1,000m ² 未満で計画戸数25戸以上		
	<input type="checkbox"/>	1,000m ² 以上 5,000m ² 未満		
	5,000m²以上		付近の既設消防水利に関係なく、当該開発面積を一定の円で完全包含するのに必要な数以上を設置すること。	
	<input type="checkbox"/>	5,000m ² 以上25,000m ² 未満	防火水槽1基とし、包含できない部分は、新たな防火水槽又は消火栓で補完	
	<input type="checkbox"/>	25,000m ² 以上50,000m ² 未満	防火水槽2基とし、包含できない部分は、新たな防火水槽又は消火栓で補完	
<input type="checkbox"/>	50,000m ² 以上	防火水槽個数算定式による（25,000m ² で除する）		
消 防 水 利 の 規 格	防火水槽	有蓋40m ² 以上、吸管投入口1か所（鉄蓋 豊田市指定）		
		溜枵1か所、補水装置（20mm径）		
	消火栓	消防水利の基準第6条を適用		
	標識	当消防本部が指定する形式及び規格		
	設置場所	標識・補水装置はすべて開発区域内（公道以外）に設置する。		
検 査	防火水槽	中間検査（据付）及び完了検査（水張検査）		
	消火栓	設置完了検査		